

「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査仕様書

第1条（委託業務名）

「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査（以下「本業務」と称する）

第2条（委託期間）

契約締結の日から令和6年3月8日までとする。

第3条（業務の目的）

吉賀町は、急激な人口減少、少子高齢化が進み、将来的なまちの地域振興が喫緊の課題である。各種地域団体との官民連携を推進し横断的な協力体制を構築し、地域振興のため、交流拠点（以降「まちの駅」と称する）づくりが必要となっている。

そこで、本業務では、令和12年度に開催される国体サッカー会場として当該地が選定され開催に向けた整備や既存施設の有効活用など、「まちの駅」に位置づけられる複数の公共施設の包括的な整備・維持管理・運営方法や持続可能なマネジメント体制を明らかにする。

本業務では国土交通省の先導的官民連携支援事業（国庫補助事業）の採択を受けて実施するもので、委託業者に財務・経営的、技術的専門家から助言・提案、支援を求めるものである。

以下、吉賀町（以降「甲」と称する）と受託者（以降「乙」と称する）という。

第4条（対象施設）

以下の施設を対象施設とする。

施設名	住所
真田グラウンド	島根県鹿足郡吉賀町真田 1121 番地 2
交流研修センター	島根県鹿足郡吉賀町真田 1121 番地 12 他 2 筆
地域拠点施設（旧六日市医療技術専門学校）	島根県鹿足郡吉賀町真田 1120 番地 1 他 14 筆

第5条（準拠法令等）

乙は、最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した業務を遂行しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）
- (3) 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日 内務省令第29号）
- (4) インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）

(5) その他本業務に関係する法令及び通達等

第6条（業務責任者及び業務主任者の配置）

本業務を遂行するに当たって、乙は甲の意図及び目的を十分に理解した上で、同種業務の経験ある業務責任者、業務主任者を定め配置すること。業務責任者及び業務主任者は有資格者であることが望ましい。また、6か月以上雇用していることを証明する書面として健康保険証等の写しを併せて提出すること。

第7条（提出書類）

乙は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表

第8条（資料等の提供と返還）

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、本件業務の遂行に必要な各種の資料、機器、情報等（以降総称して「資料等」と称する）を無償で乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された資料等を前提としこれに依拠して本業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務を負わないものとする。
- (3) 乙は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
- (4) 乙は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合または甲が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに甲に返還する。ただし、乙の法令遵守及び業務管理上必要とされる保管を妨げない。

第9条（秘密保持）

乙は本業務の遂行過程で甲から提供もしくは開示を受け、または業務遂行上知り得た情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（以降「秘密情報」と称する）を秘密として保持し、事前に甲の承諾なしに、第三者（第13条に基づく場合を除く）に開示または漏洩してはならず、かつ本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (1) 乙が知り得た時点で既に公知であった情報
- (2) 乙が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 乙が知り得た時点で本業務契約に違反すること無しに既に保有していた情報
- (4) 乙が本業務契約に違反すること無しに、または本業務契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報

(5) 乙が第三者から適法に入手した情報

第10条（検査）

乙は、完了検査として成果品の検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

第11条（委託業務の内容）

（1） 業務実施計画書の提出

乙は、本業務の実施にあたり、業務の目的を十分に把握した上で合理的かつ効率的な作業を推進するため業務実施計画書（業務内容、工程表、業務実施体制）を提出し、甲の承認を得ること。

（2） 官民連携可能性調査

乙は、以下の各項目に対して調査を行い、甲と適宜検討結果を協議すること。

- ① 事業の前提条件の整理
- ② 整備内容の検討
- ③ 事業手法・スキームの検討
- ④ 民間事業者の事業参画意向に係る調査
- ⑤ 事業性の検証

（3） 官民連携運営協議会の運営支援

官民連携運営協議会を開催するため、会議資料の作成及び議事録（要旨）の作成、会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援を行うこと。

（4） 国土交通省報告対応実施支援

実施期間中は国土交通省への報告が必要となることから、会議資料の作成及び議事録（要旨）の作成、報告会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援を行うこと。

（5） 成果品のとりまとめ

上記（2）～（4）の結果を踏まえ成果品としてとりまとめる。

尚、成果品となる官民連携可能性調査報告書及び報告書概要版については国土交通省様式に従うこと。

（6） 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり打合せ協議を必要に応じて適宜実施し、毎回打合せ協議簿を作成し提出すること。

第12条（成果品の納品）

上記業務に係る内容を成果品としてとりまとめ、ドッチファイル綴じにて納めるものとする。

納入場所：吉賀町企画課

- ① 業務実施計画書 1部
- ② 官民連携可能性調査報告書 1部
- ③ 官民連携可能性調査報告書概要版 1部
- ④ 官民連携推進協議会の議事録（要旨）
- ⑤ 打合せ協議簿一式
- ⑥ その他甲が指示したもの 一式
- ⑦ 上記電子データ（CD-R）一式

第13条（その他）

- （1） 本業務は国土交通省総合政策局所管の先導的官民連携支援事業に選定されていることから、乙は当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守、理解して業務を実施すること。また、調査結果の報告書は当該事業の募集要領に従い提示されている報告書フォーマットに従い、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等に当たり、国土交通省からの情報提供や調整等の依頼があった場合は、これに協力すること。
- （2） 乙は、業務遂行にあたっては吉賀町個人情報保護法施行条例（令和5年3月吉賀町条例第4号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- （3） 乙は、成果品（業務過程におけるデータ等を含む。）について、甲の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- （4） 本業務を再委託することを原則禁止する。ただし、甲がやむを得ないと認め承認した場合はその限りではないこととする。
- （5） この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議のうえ、決定するものとする。

以上